ソーシャルゲームにおける法的諸問題(序説 I) ~メタバースにおける法的諸問題の検討の前提として~



みやび坂総合法律事務所 弁護士・弁理士・職務発明コンサルタント **髙橋** 淳

1 はじめに

近時、メタバース¹がバズワードとなっているが、今だ黎明期というべきところであり、メタバースにおける法的諸問題の実態に即した検討を行うには時期尚早といえる。そこで、本稿では、メタバースにおける法的諸問題の検討の前提として、メタバース内において提供されると予想されるソーシャルゲームにおける法的諸問題を検討する。

2 ソーシャルゲームの特徴

ソーシャルゲームとは、狭義では、SNSをプラットフォームとして提供されるオンラインゲームをいい、広義では、スマートフォンをデバイスとするアプリゲームを含むものである。

法的な観点からみた特徴としては以下のものが指摘できる。

ア ユーザ間のコミュニケーションが存在するため、誹謗中傷の問題が発生する可能性がある。

- イ 基本無料でありながら、一部課金システムを採用しているため、課金を促すための仕組みが組み込まれており、景品によって顧客を誘引していると構成できる場合には過大な景品類の提供がなされている可能性がある。また、同様に課金を促すため、ゲーム内通貨等を消費して一定の確率によりゲーム内のアイテムを取得できる仕組み(ガチャ)が導入されており、当該確率の表示が実際のものと異なる可能性がある。
- ウ 課金によって、ゲーム内アイテムを取得するためのゲーム内通貨を取得できる仕様のの場合には、ゲーム内通貨が「前払い式支払い手段」として、資金決済法の規制対象となる。また、課金によるゲーム内通貨の取得が「通信販売」として、特定商取引法の規制対象となる。

¹ メタバースに関しては、例えば、岡嶋裕史「メタバースとは何か」を参照。